

第 2 3 回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和 5 年 4 月 2 5 日 1 3 時 3 0 分
- 開催場所 阿南市役所 6 0 2 会議室
- 出席委員 中村部長・久米寛治委員・南部委員・岡部委員・久米博委員・吉岡委員・
阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・遠藤委員・山本委員・湯浅委
員・井出委員・尾崎委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 幸田委員・森委員・高谷副部長
- 数藤局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項により会議
の有効性を報告
- 中村部長 (部長挨拶)
それでは第 2 3 回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日は、高谷委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律 第 2
9 条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動について
報告を求めることができる」となっていることから、加茂谷地区における事
前審議の報告を湯浅推進委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ございま
せんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 中村部長 それでは、湯浅推進委員の出席を認めます。
- 中村部長 本日の議事録署名者は椿地区の久米委員と那賀川地区の尾崎委員にお願い
します。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第 1 号議案 非農地証明願について
第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による事業計画変更について
第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので
ご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は4月20日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は4月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の10ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 はい、橘地区今回議案はございません。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は4月19日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6から7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、桑野地区をお願いします。

久米博委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は4月20日に桑野公民館

にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、見能林地区願います。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は4月21日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11から12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、富岡地区願います。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は4月21日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、宝田地区願います。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は4月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12から13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、長生地区願います。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は4月20日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書13から14ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、中野島地区願います。

遠藤委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は4月20日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書8ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書14から15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

中村部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は4月21日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15から16ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、加茂谷地区お願いします。

湯浅委員 はい、加茂谷地区今回議案はございません。

中村部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は4月21日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の16から17ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

中村部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は4月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8から9ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の17から18ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

中村部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から羽ノ浦地区での転用許可申請案件について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局 事務局から説明をいたします。
議案書 8 から 9 ページ、第 4 号議案No.2 1 及び 2 2 について、昨日の午前中に本部役員と羽ノ浦地区委員で現地調査を行った結果、盛土による周辺への排水等被害防除計画について、見直し検討の要望を転用者側へ行いました。
その後、本日、申請代理人から、土砂流失及び排水対策として、L 型擁壁の新設、排水路の設置、排水用ため桝を設けると連絡がありましたので、排水対応措置を徹底することを条件として許可相当の判断としたいと考えております。

中村部長 はい、それでは各案件について、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

久米博委員 第 3 号議案No. 1 について変更の詳細を教えてください。

事務局 当該地の所有者及び営農者が〇〇〇〇〇氏から〇〇〇〇〇氏に変更となります。本案件に先立ち、本年 2 月の第 3 条許可申請に基づき所有権移転が完了したことから、本申請に至ったものです。なお、下部の農地における営農作物は引き続き、水稻です。

久米博委員 第 2 号議案で第 3 条許可申請における 5 反要件廃止に関して教えてください。

事務局 本年 4 月からの法改正について、第 3 条許可関係では、譲受人の面積要件がなくなったものです。しかしながら、それ以外の機械の所有状況や農作技術の確認、作業従事日数等の総合的に農地を適切に使用できる者かどうかの許可基準は、引き続き残っており、単純に誰でも農地を取得できるとは考えておりません。細かいところの窓口対応の統一的なマニュアル等も国・県からは示されておらず、現状は事務局としても手探り状態です。

久米博委員 他目的で農地を取得して、その後、転用など悪用される恐れはないか。

事務局 先ほども説明したとおり、面積要件以外の基準は変更ないため、申請時に聞き取りを強化したり、地区委員さんへも確認をお願いするようになると思います。なお、不適切事案に至った場合は、その次の申請の際に許可が難しくなると考えています。制度改正の主旨としては、新規就農者への門戸拡大でもありますので、いったんは申請を受け、その後の利用状況を委員さんの協力も得ながら注視して行く必要があると考えています。

岡部委員 委員としては、日頃のパトロール等、各地域において目配りをしていく必要があるということですね。

事務局 はい、そのようにしていく必要があると思われます。今後、県の研修会等で委員のみなさんにも改正事項についての説明をできればと考えております。

尾崎委員 議案書 8 ページ、第 4 号議案 No. 16 及び 17 について、転用許可見込みの理由を教えてください。

阪井委員 地区部会においての確認結果として、当地は、圃場整備地でもあり、農地区分としては甲種農地であるが、店舗（飲食店）の方に関しては、隣接道路が国道であることから、沿道サービス施設（不許可の例外要件）にあたるとのこと。また、簡易宿泊施設に関しては、既に周辺に家屋等があることから不許可の例外要件に該当するようである。ただ、前段で、農用地区域の除外申請が行われており、その際には、農業委員には、情報がほとんど来ないため、事務局主導で判断したようである。

事務局 転用許可申請案件については、甲種及び第 1 種農地においては、不許可の例外規定に照らし合わせて判断しており、各地区部会において、詳細を説明しているところです。普段の委員活動の中での個別案件については、随時事務局に相談いただければと思います。

中村部長 それでは、他に意見もないようなので、採決に入りたいと思います。第 1 号議案から第 5 号議案まで一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

中村部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

数藤局長 報告します。第２３回農地部定例会議案については、全て承認です。

中村部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

中村部長 はい、特にないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 なし

中村部長 以上をもちまして、第２３回農地部定例会を閉会いたします。次回は、５月２５日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会